

出雲市農業委員会（第2期）第4回総会 議事録

「農業委員会等に関する法律」第27条第1項の規定に基づき会長が総会を招集。

1 日時 令和2年(2020)11月25日(水) 午後1時30分～午後4時

2 場所 出雲市役所 1階 くにびき大ホール

3 出席委員(22名)

大梶 泰男	石飛 政樹	松本 尚幸	原 孝治	河原 基
岡田 征記	落合 光啓	佐野 芳夫	松井 幸男	岡 正
水 壯	渡部 靖司	上野 正夫	神田 伯	塩野 一男
板垣 房雄	持田 守夫	江角 昭夫	伊藤 美樹	青木 敏男
若槻 博美	遊木 龍治			

4 欠席委員(2名)

石飛 忠宏 今岡 充

5 提出議題

(1) 報告事項

報第6号 会長専決処分の報告

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2) 議案審議

議第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

議第13号 農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について

議第14号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について

議第15号 農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について

議第16号 農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第17号 農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について

議第18号 農地転用事業計画変更申請決定について

議第19号 非農地証明について

会長あいさつ

6 議事

大梶会長が、総会の開会を宣する。出席者が過半数を超え会議の成立を宣する。
署名委員に議席番号8番の佐野芳夫委員と9番の松井幸男委員を指名する。

議 長 本日の議事進行について説明いたします。
本日は、農地利用最適化推進委員にも参加していただいておりますので、はじめに、議第12号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、の議題審議を行います。
その後、休憩をはさんで、農業委員のみで報告事項及び議事の残りの審議を行います。
それでは、お手元の次第にしたがって進行いたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

今岡次長 議第12号について、ご説明いたします。
農地等の利用の最適化の推進に関する指針については、平成28年4月施行の農業委員会法で規定され、出雲市農業委員会では平成29年9月に現在の農業委員会発足し、平成29年12月に作成しております。この指針は農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期の3年ごとに見直すこととされておりますので、今回、議案として提出したものです。
それでは、改正点がわかりやすい、8ページからの改正案見え消しで改正した点についてご説明いたします。
8ページの「1 基本的な考え方」については、基本的には、平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化について、農業委員会の必須業務に位置付けられ、農地利用の最適化の指針を定めることとなり、作成したものであることを記載しています。変更点は、下から6行目の元号が変わったことによる表記変更と推進委員の表記を変えています。基本的には変更はありません。
次に、9ページの「2 遊休農地の発生防止・解消について」です。(1) 遊休農地の解消目標の管内農地面積について、元々、耕地面積と、遊休農地の合計面積で載せていましたが、10ページの「3 担い手への農地利用の集積・集約化について」にある管内農地面積と合わないことから、管内農地面積を耕地面積に合わせたために、表内の遊休農地の割合の表示をA+B分

のBの表示に改めています。また、表の中を、平成29年3月を当初に改め、令和2年3月を現状の表記としています。管内農地面積については、最近の趨勢を反映し、変更しました。表下に管内農地面積と遊休農地面積について、定義を記入するよう改めました。

次に、10ページの「3 担い手への農地利用の集積・集約化について」ですが、表の現状や目標の記載の変更や、管内農地面積については、遊休農地のところで説明したとおりです。集積面積は、指標がないなかで目標面積を決めることは難しいため、かなり高い目標ですが、最適化交付金の単年度集積基準面積としています。前は、最適化交付金の集積目標面積の基準面積の半分という考えでしたが、今回は、明確に示されている農業委員会が関わる基準への変更になります。

農地部会で検討した際、地域別の集積状況が分かった方が良いとの意見から、12ページに別表を付けています。ただし、この別表はあくまでも農地台帳で集計したものですので、統計上の耕地面積と基準が異なるため集積率についても一致はしませんが、傾向はつかめると思います。

農地部会の際には、集積目標の次に別表を付けていたため、管内農地面積と農地台帳の農地面積が一致しないなど、定義が異なるものが混在することから、別表は最後に記載するに改めました。

次に、「(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法」についてです。アについては、前は、出雲市農業委員会と出雲市斐川町農業委員会が合併したことにより、推進方法を分けておりましたが、推進することには変わりはありませんので、表記としては出雲市全体にしましたが、前段で、斐川地域の集積率が高いことを入れるよう変更しました。次のウについては補助事業がなくなったため再生事業を削除しています。

次に、「3 新規参入の促進について」です。「(1) 新規参入の促進目標」については、現状、目標の表示を遊休農地同様に変更しています。目標については、市の単年度目標としています。

12ページには農地台帳を基にした地区別集積率を載せています。農地面積は、統計上の耕作している面積（耕地面積）とはかなり差があります。地区ごとの傾向として捉えていただきたいと思います。

説明は以上です。

議長 本案件については、10月26日と11月19日に農地部会が開催されておりますので、板垣農地部会長から報告をお願いします。

板垣委員 農地部会を10月26日の総会后と11月19日の計2回、この農地等の

利用の最適化の推進に関する指針の改正について、協議をしました。

まず、遊休農地の解消目標と担い手への農地利用集積に記載されている管内農地面積の統一をさせていただきました。毎年度の活動計画には、注書きで定義して記載していますが、指針の中では文言が一緒であれば内容も統一した方がわかりやすいとの意見から、統一する方向で検討し、修正しました。

また、担い手への集積・集約化の推進については、推進方法を出雲市全体とすることは仕方がないと考えていますが、地域によって集積率が異なる状況が分かった方が良いとの意見から、推進方法では、斐川地域については、集積率が高いことを挙げ、別表で地区別の集積率を載せることとしました。

農地部会の委員の皆様には慎重に議論をいただき貴重な意見をいただき、案としてまとめましたので報告させていただきます。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第12号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、採決を行います。
承認される農業委員の方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第12号を承認いたします。

議長 農地利用最適化推進委員との合同会はここまでです。
ここで、換気のため、休憩時間とします。

(農地利用最適化推進委員 退室)

議長 それでは、報告事項及び議事の残りの審議を行います。
報告事項、報第6号会長専決処分の報告、報第7号農地法第18条第6項の規定による通知について、報第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、一括して報告します。

議長 報第6号会長専決処分について、報告いたします。
先ず、第3回総会で承認いたしました案件で、島根県農業会議に意見を聴く案件、農地法第4条3件及び農地法第5条9件については、島根県農業会議第56回常設審議委員会に諮問し、許可相当との答申をいただいております。

す。農地法第4条3件、農地法第5条9件を、常設審議委員会のおける決定日の11月10日付けで許可決定しております。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第7号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告をお願いします。

後藤主事 報第7号について、ご説明いたします。

報告資料の1～16ページをご覧ください。

農地の賃貸借の解約等は、原則的に県知事の許可が必要ですが、農地法第18条第1項第2号で、貸し手と借り手の合意による解約が、その農地の引渡しの期限前の6か月以内に成立した旨が書面において明らかな場合は契約終了の手続きができます。

今月は、受付番号183～268番の86件の通知がありました。内訳としては、貸借期間の変更が66件、基盤整備のためが2件、貸人の都合によるものが11件、借人の都合が3件、耕作者変更が2件、用地買収のためが2件です。

今月も前月と同様に、長浜・園地区における大規模な農地改良によって園地区の利用権の再設定を行っておりそのため例月よりも件数が多くなっています。

農地の引渡しの時期が、解約の合意の成立後6か月以内であることを書面で確認しており、県知事の許可を要しないものと考えます。

以上、報告といたします。

議長 続いて、報第8号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告をお願いします。

高橋主事 報第8号について、ご説明いたします。

報告資料の17～23ページをご覧ください。

農地法第3条の3において、「相続」や、「時効取得」などの、農地法の許可を要しない権利取得につきましては、権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出しなければならないこととされています。

この届出の先月受付分は、受付番号117～133番までの17件でした。権利の取得事由は、17件全てが「相続」によるものでした。

市外在住の相続人からの届出などについては、備考欄に記載しております。受付番号126番については、あっせん希望がありましたので、担当農業

委員さんに相談しています。

なお、(農地法関係事務処理要領の第3の3、留意事項にかかる)本届出の受理通知は、届出書の到達があった日から40日以内とされております関係上、11月6日付けで通知を出しております。

以上、報告といたします。

議長 報告事項について、一括して報告をいたしました。ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

議長 それでは、これより議案の審議を行います。

議第13号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

農業振興課河井係長から内容について、説明をお願いします。

河井係長 議第13号について、ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市は、農業委員会において「農用地利用集積計画」を決定していただくこととなっておりますので、本案件の適否について、今総会での判断をお願いいたします。

それでは、11月30日公告予定の集積計画の概要をご説明いたします。

お手元の農用地利用集積計画の2ページをご覧ください。

まず、賃借権の設定です。2ページの左上の表の、合計①の欄をご覧ください。設定合計は、246筆、294, 296.50㎡、うち新規の設定が37筆、40, 486.00㎡、再設定が209筆、253, 810.50㎡です。

この内訳ですが、相対分が、2ページの右上の表の合計①欄で、25筆、39, 865㎡です。中間管理事業分が、3ページの右上の表の合計①欄、221筆、254, 431.50㎡となっています。

続いて、使用貸借権の設定です。2ページの左下の表の、合計②の欄をご覧ください。設定合計は、223筆、121, 682.62㎡、うち新規の設定が167筆、77, 760.03㎡、再設定が56筆、43, 922.59㎡です。

この内訳は、相対分が、2ページ右下の表の合計②欄、44筆、35, 166.48㎡です。中間管理事業分が3ページ右下の表の合計②欄、179筆、86, 516.14㎡となっています。

今月のすべての利用権設定の合計は、2ページの一覧左下の、計①+②の欄をご覧ください。469筆、415,979.12㎡です。

その他 詳細な設定内容は、4ページ以降の各筆明細でご確認ください。

なお、今月は所有権の移転がございますので、ご説明いたします。

44ページの「農用地利用集積計画 所有権移転」及び45ページの「所有権移転 総括表」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である「公益財団法人しまね農業振興公社」は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。

この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ、担い手への集積が効率的に促進されます。

今月の所有権移転の合計は、9筆、16,139㎡です。

以上、今月の申請の案件は、出雲市における基本構想に適合するとともに、権利者・利用権の設定をうけた者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成したものです。

また、前回までの総会で決定いただきました農地中間管理事業の集積計画につきまして、お配りしております「農地中間管理事業による農用地利用配分計画（案）」として公益財団法人しまね農業振興公社に提出いたしますのでご確認ください。

説明は以上です。

議 長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議 長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第13号農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画について、承認される方の挙手を求めます。

議 長 挙手全員と認めます。

よって、議第13号を承認いたします。

議 長 次に、議第14号農地法第3条の規定による農地等の許可申請決定について、及び関連がございますので、議第15号農地法第5条から3条への事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

高橋主事

議第14号について、ご説明いたします。

第4回総会議案の1ページの左側の欄をご覧ください。今月は、所有権移転が16件、賃貸借権の設定が1件で合計17件の申請ありました。

個別の事案について、ご説明いたします。2～4ページをご覧ください。

まずは、所有権移転の案件16件からご説明いたします。

受付番号72番です。譲渡人は、労力不足のため、近隣の農地所有者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

受付番号73番です。譲渡人は、労力不足のため、申請地に隣接する宅地に居住し、近隣農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号74番です。譲渡人は、経営規模縮小のため、近隣農地の耕作者である受人に譲渡する者です。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号75番です。こちらは公共事業の代替地として農地を取得されるものです。所有権移転後は、受人が水稻を栽培される計画です。

受付番号76番です。譲渡人は、経営規模拡大を望む譲受人の要望により、隣接する農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、隣接する自己所有地と一体的に受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号77番です。譲渡人は、経営規模縮小のため、隣接する農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、隣接する自己所有地と一体的に受人が水稻を栽培される計画です。

受付番号78番です。譲渡人は、経営規模縮小のため、隣接する農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、隣接する自己所有地と一体的に受人がさつまいもを栽培される計画です。

受付番号79番と80番は関連があるため併せて説明させていただきます。譲渡人は、いずれも経営規模縮小のため、申請地付近の農地耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が栗を栽培される計画です。

受付番号81番です。譲渡人は、他の農地と離れていることによる耕作不便のため、隣接農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号82番です。こちらは、経営面積が少ない農地所有適格法人の構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得する特例になります。具体的には、「譲受人が農地所有適格法人で常時従事している構成員」かつ「所有権移転後に申請地を当該法人に貸し付ける」ことを条件に、譲受

人の経営面積に当該法人への貸付面積を含めることができるものです。これにより、譲受人の経営面積610㎡+貸付面積7,402㎡+申請地面積合計2,308㎡=10,320㎡となり、地区の下限面積40アールを満たします。所有権移転後は、利用権設定により引き続き当該法人が水稻及びブドウを栽培される計画です。

受付番号83番です。こちらは譲渡人が取得後3年たっていない農地ですが、本人のやむを得ない事情で譲渡す案件になります。申請地は平成29年12月25日総会にて別段面積の適用を決定した土地で、平成30年1月25日に所有権移転をした農地です。当初の計画では、農地取得者とその家族とで耕作する予定でしたが、次々と体調を崩し耕作できなくなったため、この度隣の空き家購入者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が野菜を栽培される計画です。

受付番号84番です。譲渡人は、労力不足のため、隣接農地の耕作者である受人に譲渡するものです。所有権移転後は、受人が一体的に野菜を栽培される計画です。

受付番号85番と86番は関連があるため併せて説明させていただきます。こちらは農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、当該法人に貸し付けることを前提として農地を取得するものです。農地法第3条第2項第3号にあるように、取得後すぐに貸し付ける場合は許可することができないこととなっていますが、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員が、その土地をその法人に貸し付けようとする場合は許可できることとなっています。所有権移転後は、利用権設定により当該法人が水稻および野菜を栽培される計画です。

受付番号87番です。こちらは農地法第5条から3条への事業計画変更申請になります。8ページの議案第15号受付番号2も併せてご覧ください。当初計画者は、家を建てる計画で、平成3年12月に5条の転用許可を受けられました。しかし、予定が変わり出雲市に帰る予定がなくなったので建てることなく現在に至ります。所有権移転後は、受人が自身の所有する農地と一体的に野菜を栽培される計画です。

続いて賃貸借権設定の案件1件について説明いたします。

受付番号88番です。貸出人は、経営規模縮小のため、近隣農地の耕作者である受人に10年の期間で賃貸借権を設定するものです。賃貸借権設定後は、借受人が果樹を栽培される計画です。

以上、受付番号72～88番については、5～7ページの調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条2項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 それでは、議題となっています議第14号のうち、1件が農業委員関与案件となります。そのうち、私、議席番号1番大梶泰男の関与案件が、3ページの受付番号82番の1件、以上となります。

それでは、議席番号1番大梶泰男の関与案件1件を先議案件といたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、私が除斥となりますので、議長は、河原会長職務代理者をお願いします。

(大梶委員 退室)

議長 本先議案件について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 質問、意見はないものと認めます。そういたしますと、議第14号のうち、議席番号1番大梶泰男委員の関与案件1件の先議案件について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議席番号1番大梶泰男委員の関与案件1件の先議案件を承認します。ここで議席番号1番大梶泰男委員の除斥を解除いたします。

(大梶委員 入室)

議長 ここで、議長を大梶会長と交代します。

議長 以降は、私が議長を務めます。
続きまして、議第14号のうち、先ほどの先議案件1件を除くすべての案件及び議第15号についてご質問、ご意見はございませんか。

持田委員 議席番号19番の持田です。受付番号83番について質問です。
過去に別段面積として決定された農地について、今回は別の方へ許可するということですが、あらためて別段面積の決定の手続きは必要ないのでしょうか。受人の営農計画などについての審査が必要ではないでしょうか。

高橋主事 別段面積については、すでにこの申請農地を決定しておりますので、あらためての手続きは必要ありません。譲受人の営農計画については、本議案の

農地法第3条許可申請において審査しております。

今岡次長 補足です。別段面積の決定は地番で決定するものであり、この地番はすでに決定していますのであらたな手続きは必要ありません。所有権移転にかかる審査については、本議案での審議となりますのでよろしくお願いします。

持田委員 わかりました。

議長 そのほかにご質問・ご意見はございませんでしょうか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。
それでは、議第14号のうち、先議案件1件を除くすべての案件及び議第15号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。よって、議第14号のうち、先議案件1件を除くすべての案件及び議第15号について承認します。

議長 次に、議第16号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

吉川主任 議第16号について、ご説明いたします。
第4回総会議案の1ページをご覧ください。今月は、6件の申請がありました。
議案書は、9ページ、参考資料は、1～12ページをご覧ください。
いずれも、取得後、3年未満の農地はありません。
また、議案書欄外左に丸印をつけている1件について、12月に開催予定の第57回常設審議委員会に諮問する予定です。
今月は、説明基準に該当する案件はございません。
なお、申請前にすでに転用していた案件が4件あります。
受付番号50番の案件は、昭和50年頃から貸店舗敷地として利用していましたが、現在は更地になっており、この度、貸駐車場とするものです。
受付番号51番の案件は、昭和49年頃から農業用作業所兼物置敷地として利用してきたものです。
受付番号52番の案件は、昭和49年頃から農業用作業所兼物置敷地として利用してきたものです。

受付番号53番の案件は、昭和44年頃から個人住宅敷地として利用してきたものです。

いずれの案件も申請は事後になりましたが、悪意はないものと判断しています。転用許可基準は満たしており、事業者には始末書の提出を受け、農地法に違反することのないよう指導しております。

以上、受付番号49～54番については、農地法第4条第6項各号 不許可には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第16号農地法第4条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。

よって、議第16号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。

議長 次に、議第17号農地法第5条の規定による農地等の許可申請決定及び承認について、及び議第18号農地転用事業計画変更申請決定について、を議題といたします。

事務局から内容について、説明をお願いします。

松崎主任 議第17号について、ご説明いたします。

議案書は10～13ページ、説明資料は1～12ページ、参考資料は13～44ページになります。

今月の5条申請の内訳は、所有権の移転が11件、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が6件、合計20件提出されております。今月の説明案件は4件ございます。

いずれも、取得後、3年未満の農地はありません。

なお、12月開催予定の第57回常設審議委員会に諮問する案件は、欄外左に丸印をつけております、4件の予定です。

それでは、個別の案件について、説明します。

議案書10ページの受付番号192番について説明します。説明資料の

1～3ページをご覧ください。転用場所は、万田町で、V i v a やナフコの間

の県道十六島直江停車場線を河下方向に6kmほどのところの田1筆畑1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『参道及び駐車場』です。転用面積、所要面積ともに1,077㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第2種農地です。土地利用計画との調整については、9月に農振農用地からの除外決定済みです。転用にあたっての許可該当条項は、法第5条第2項第2号の「非改良」に該当します。

事業計画について、申請者は神社の代表役員です。現在、参拝時に階段しかないため、氏子の高齢化等の理由から車を利用できる参道及び駐車場を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額330万円で、これに対する資金調達については、全額自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書で確認をしています。

続いて、議案書11ページの受付番号197番についてご説明いたします。4条の54番とあわせて一つの計画となります。説明資料の4～6ページをご覧ください。転用場所は、斐川町上直江で、申請地付近の交差点を北に向かうと斐川西中学校で、西へ500mほどゆめタウン斐川という位置にある田で、5条が3筆、4条が1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『宅地分譲』です。転用面積・所要面積ともに2,751.01㎡で、内訳は5条が1,732.01㎡、4条が1,019㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。申請地の農地区分は、第3種農地です。転用にあたっての許可該当条項は、規則第44条第3号の「用途地域」に該当します。

事業者は、市内で不動産業を営んでいます。国道や県道へのアクセスが良く、商業施設や学校施設等も近い申請地を取得し、11区画の分譲地を整備する計画です。資金計画につきましては、所要資金額5,700万円で、これに対する資金調達については、全額自己資金で賄う計画で、残高証明書で確認しています。

続いて、議案書12ページの受付番号198番についてご説明いたします。説明資料の7～9ページをご覧ください。転用場所は神西沖町で、案内図にありますゆめマートやオーケーリースから南へ450mほどのところの田1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。目的は、一時転用で資材置場・仮設事務所・駐車場です。転用面積、所要面積ともに614㎡です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地です。転用にあたっての許可該当条項は、令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。

事業計画について、事業者は、市内で建設業を営む法人です。この度、出雲湖陵道路関連の工事を受注し、現地に近い申請地を賃貸借して資材置場等とし

て一時転用する計画で、期間は令和4年12月31日までとなっております。資金計画につきましては、所要資金額150万円で、これに対する資金調達については、全て自己資金で賄う計画です。残高証明を確認しております。

続いて、議案書13ページの受付番号204番についてご説明いたします。説明資料の10～12ページをご覧ください。転用場所は、西神西町で、県道出雲インター線と多伎江南出雲線の立体交差交差点から湖陵方面へ2kmほど、この先江南駅まで1.3kmほどの場所になります田1筆です。詳細な位置につきましては付近案内図でご確認ください。転用目的は『資材置場・駐車場』です。転用面積、所要面積ともに625㎡です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。申請地の農地区分は、農用地です。転用にあたっての許可該当条項は、施行令第11条第1項第1号の「一時転用」に該当します。

事業計画について、事業者は、市内で建築業を営む法人である。この度、隣地の住宅建築工事を受注し、現地に近い申請地を貸借して資材置場等として一時転用する計画です。登記地目としては田ですが、現地は畑利用のようで、嵩上げなどもないので造成工事等の支出はありません。

説明案件は以上であり、5条のその他の案件につきましては、議案書の一覧でご確認いただきますようお願いいたします。

続いて、議第18号の農地転用事業計画変更申請承認についてご説明いたします。議案書は14ページです。

今月の申請は、所有権の移転を伴う計画変更が2件、使用貸借権の設定を伴う計画変更が1件、権利移転・設定を伴わない転用事業者自身での計画変更が1件提出されております。

今月は説明該当の案件はございません。

5条とセットの案件があり、20番については5条案件201番、また22番については5条の194番、23番は5条の195番とセットです。

またセットではない計画変更21番の参考資料は45～46ページですのでよろしくご説明いたします。

今月申請のありました5条20件、事業計画変更4件につきましては、いずれも農地法に規定する不許可、不承認の要件には該当しないものと認められます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

議長 ご質問、ご意見はないものと認めます。

それでは、議第17号農地法第5条に規定による農地等の許可申請決定及

び承認について、及び議第18号農地転用事業計画変更申請決定について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第17号の全案件を許可相当とし、許可決定及び承認いたします。
また、議第18号を決定いたします。

議長 次に、議第19号非農地証明について、を議題といたします。
事務局から内容について、説明をお願いします。

後藤主事 議第19号について、ご説明いたします。
議案書の15ページ及び説明資料の13～18ページをご覧ください。
今月は、3件の申請がありました。
受付番号12番について説明いたします。申請地については議案15ページに載せております。また説明資料の13ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料14ページの現況写真をご確認ください。申請地は海岸に近い農地であり、風当たりが強く、近くに水源もないため20年以上前から耕作されず荒廃し原野の状態となっています。現地確認は11月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続きまして受付番号13番について説明いたします。申請地については議案15ページに載せております。また説明資料の15ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料16ページの現況写真をご確認ください。申請地は受付番号14番の農地を含む山林に囲まれている日当たりの悪い農地であり、40年以上耕作されず、雑木が繁茂し山林の状態となっています。現地確認は11月11日に石飛農業委員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

続きまして受付番号14番について説明いたします。申請地については議案15ページに載せております。また説明資料の17ページの位置図及び付近案内図で申請場所をご確認ください。詳細については、説明資料18ページの現況写真をご確認ください。申請地は山林や原野に囲まれた日当たりの悪い農地であり、水源の確保も困難で進入路も狭いため、30年以上耕作されず山林原野の状態となっています。現地確認は11月11日に石飛農業委

員、岸推進委員、事務局職員で行っています。申請地は、農業的利用を図るための条件整備の予定はありません。

よって、今月付議しました3案件は、いずれも非農地証明基準の「やむを得ない事情（耕作不適な土地であること）によって長期間耕作放棄した土地で、その土地の周囲の状況からみて農地に復元しても継続して利用することができないと認められる場合」に該当し、農地法第2条に規定する農地以外のものであるとして非農地証明の対象となるものと考えます。

説明は以上です。

議長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

江角委員 議席番号20番の江角です。3つの案件について質問です。

この辺りは、地籍調査がされているのでしょうか。資料では、周囲が同じような原野に見えます。境界は記載されていますが、判定できるかどうか資料ではわかりづらいと思いました。

今岡次長 湖陵町全域は、昭和50年代の初旬に地籍調査が完了しております。ただし、江角委員さんがおっしゃるとおりこの周囲は同じような状況が多い地域でございますので、場合によっては非農地判断が必要な地域とも考えております。

江角委員 わかりました。

議長 その他にご質問、ご意見はございませんか。

議長 他に質問がないようですので、それでは、議第19号非農地証明について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員と認めます。
よって、議第19号を承認いたします。

議長 予定していた議事は終了しました。
以上をもって、本日の全ての議事日程を終了いたします。

議長が、総会の閉会を宣する。 午後 4 時

議事に参与した者の職、氏名

農業委員会事務局

藤原事務局長、今岡次長、松崎主任、吉川主任、高橋主事、後藤主事

農業振興課

農地利用調整係 河井係長

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

署名委員

署名委員